

令和3年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するため、法に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針は、杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第2条第1項に規定する課（以下「各課」という。）に適用する。

3 調達の対象となる施設等

本方針の調達の対象となる施設等は、次に掲げる障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、食品、雑貨、清掃、印刷、クリーニング等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

5 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、物品及び役務ごとに、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

6 調達への推進に向けた取組み方法

(1) 全庁の推進体制

- ①障害者就労施設等からの物品等の調達は、各課が行う。
- ②「障害者優先調達推進庁内連絡会議」を設置し、調達の実施状況の進捗管理等を行う。
- ③各課は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等に対し発注内容について十分に説明をするとともに、発注方法や発注量、履行期間を考慮するように努める。

(2) 具体的な取組み

- ①イベントを通じた障害者の社会参加・優先調達推進
食品、記念品購入を通じ、担当課との日常的な連携を強化させ、イベントスケジュールの把握に努める。イベントにともなった弁当や各種事業での記念品購入等で拡大を図る。
- ②庁内役務の切り出し推進
主に庁外での作業が可能な役務で、障害者研修職員が請け負うことができない大量の作業を優先調達につながるよう働きかける。
- ③工賃向上に向けた取組み
 - 1) 区内外近隣企業への営業活動を行う。
 - 2) 障害者就労施設等が供給可能な物品等についての情報を収集し適切に各課へ情報提供するとともに、工賃向上につながる取組みの周知活動を行う。

(3) 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約をより積極的に活用するものとする。

7 推進スケジュール

別紙「令和3年度障害者就労施設からの物品等調達推進スケジュール」のとおり

8 調達実績の公表

各課は、会計年度終了後、本方針に基づく調達実績を障害者生活支援課に報告するものとする。障害者生活支援課は、報告に基づき実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

9 その他

(1) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

区は、法第10条第2項の規定に基づき、施工能力等審査型総合評価方式の活用等、引き続き、公契約について障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 障害者就労施設等の供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化

区は、区内の障害者就労施設等が法第11条の規定に基づき供給物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めることに対し、必要な支援を行うものとする。